

27  
又改定版

27

光子 駄目かといふんは、その家は  
 改められたら、~~なに~~何をするか。 ~~権利~~権利もあ  
 といふのですか。

香作 今の法律ではあの男の要求するだけ  
 の金を出して引渡すまでには  
 あの男の所有権といふのだ。

光子 だって約束の金よりか千円もた  
 ん渡してあるじゃないか。 ああに無理に  
 争紙を書かしては竹世山先生から金を出さして。  
 香作 だけど、お言葉の人たちがいふには  
 わしは、藤川王信用して契約書を取らなかつ  
 たのさ、何をするか。とてさあ。とてさあ。  
 この上あの男にどのやうに書められようか  
 しよえれを ~~何をするか~~何をするかといふの  
 だ。

~~光子~~光子 契約書は、おくらつてお  
 かちやんと聞いし知つてるん ~~おくらつてお~~  
 香作 法律ではえれ ~~何に~~何に ~~おくらつてお~~  
 つまり信用したことか。お目出  
 度いといふのだ。お目出度い人は今日の社

MARUZEN I

